

第3章 具体的な取組み

- I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう
環境づくり
- II あらゆる主体が協働して子どもを育む
社会づくり
- III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う
地域づくり

施策体系

基本方針	主要課題	施策（主な取組み）
I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり	1 結婚の希望をかなえる支援の展開	(1)ライフデザイン形成の推進 (2)男女の出逢いの機会づくり (3)多様な人材による出逢い・結婚の支援
	2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実	(1)妊産婦・乳幼児への支援の充実 (2)妊娠・出産・子育てに関する教育の普及 (3)小児医療・小児慢性特定疾病医療費助成制度の推進 (4)不妊治療対策の充実
	3 多様な子育て支援の展開	(1)子育て家庭の経済的負担の軽減 (2)子育て家庭の心理的負担の軽減 (3)教育・保育の提供体制の確保 (4)多様な保育・預かりサービスの充実 (5)保育士等の人材確保及び資質向上
	4 ひとり親家庭の自立の支援	(1)相談・支援体制の強化 (2)職業生活の安定と向上のための支援の充実 (3)子どもへの支援の充実 (4)地域で見守る「環境（セーフティネット）」づくりの推進 (5)子育て・生活支援の充実 (6)経済的支援の充実
II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり	1 仕事と子育てを両立できる環境づくり	(1)働き方改革の推進 (2)子育てしやすい環境づくりの推進 (3)「チーム育児」の普及推進
	2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進	(1)女性が働きやすい環境づくりの推進 (2)育児復帰・再就職に対する支援、リカレント教育 (3)育児と自己実現の両立 (4)男性の育児・家事への主体的な参画
	3 地域社会による子育て支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)アクティブ・シニア等による子育て支援の推進 (3)あらゆる主体が子育てに参画する社会づくり
	4 安全・安心で快適なまちづくりの推進	(1)子どもの安全確保対策の推進 (2)安全教育の推進 (3)良好な居住環境の確保 (4)安全な道路交通環境の整備 (5)安全安心なまちづくりの推進 (6)防災・減災対策の推進
III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり	1 子ども・若者の健全育成の推進	(1)次世代人材・次代の親の育成 (2)個性や能力を伸ばす教育の充実 (3)家庭や地域の教育力の向上 (4)地域人材・資源を活かした子どもの健全育成 (5)食育の推進
	2 若者の経済的自立への支援	(1)県内就職の機会創出 (2)キャリア観の形成支援 (3)インターンシップ（就業体験）の推進 (4)第一次産業等のイメージアップ (5)就労者のスキルアップ、リカレント教育
	3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援	(1)貧困の状況にある子ども・若者への支援 (2)貧困の状況にある家庭への支援 (3)「子どもの居場所」づくりと相談体制の充実 (4)児童虐待防止対策の強化 (5)社会的養護体制の充実 (6)子ども・若者のひきこもり・不登校・非行対策の充実
	4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援	(1)障がい児への支援 (2)特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり

1 結婚の希望をかなえる支援の展開

急速に進行する少子化の要因の一つとなっている未婚化・晩婚化の理由のひとつに、出逢いの場や機会が少ないことがあげられます。

結婚は、個人のプライバシーに関わる問題ですが、社会全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女の希望がかなうよう、出逢いや交流の場づくりなどの取組みを推進します。

【主な取組み】

(1) ライフデザイン形成の推進

- 若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含む人生設計を希望どおりに描けるように支援するため、県の結婚支援拠点「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」において、自らのライフデザインを考える機会を提供します。

(2) 男女の出逢いの機会づくり

○出逢いと結婚の機会づくり

- 結婚したいと思う男女の希望をかなえるため、「マリッサとくしま」を拠点とした広報活動やマッチング、イベント等の開催により新たな出逢いや交流の場を創出します。
- コミュニケーションや身だしなみ等のセミナーを開催し、出逢いの場で相手と打ち解け、自分を自然にアピールできるよう、必要なスキルなどを身につける機会を提供し、カップルの成立を支援します。
- 協賛企業・団体の希望を踏まえ、企業・団体間の合同イベントやセミナーを開催するなど、会員である従業員同士の交流を促進します。
- 若者が、出逢いを意識しすぎることなく自然体で会話や体験を楽しみ、親交を深められるような交流の機会を提供します。

(3) 多様な人材による出逢い・結婚の支援

○「阿波の縁むすびサポーター」の育成

- 新たな出逢いをサポートする、「阿波の縁むすびサポーター」を対象としたスキルアップ講座や新たな人材の確保により、出逢い・結婚の支援の強化を図ります。

○市町村、企業等と連携した結婚支援

- 市町村、企業等を対象としたネットワーク会議の開催や企業間交流イベントの支援等により地域で核となる人材の育成を図ります。

○成婚者による支援

- 「マリッサとくしま」を利用して成婚に至ったカップルに、「阿波の縁むすびサポーター」への就任を依頼し、結婚支援に協力してもらったり、マリッサの体験談を提供してもらい、会員への情報提供や新たな会員勧誘の広報に活用するなど、マリッサ体験者による結婚支援を推進します。

2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、医療費等にかかる経済的負担の軽減を引き続き行います。

また、妊娠・出産等について、正しい知識の普及啓発や教育を推進します。

【主な取組み】

(1) 妊産婦・乳幼児への支援の充実

○妊産婦や新生児に対応するための周産期医療体制*の整備

- 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ります。

○妊婦や母親、家庭からの相談等への支援の充実

- 妊娠期から産後しばらくの間、助産師による妊婦・母親の心と健康に関する相談事業を実施します。
- 女性健康支援センター等において、婦人科的疾患、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的事項に関する相談指導、並びに相談員の研修を実施します。

○乳幼児等医療の充実

- 乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、市町村が実施する乳幼児等医療費助成事業に対して助成します。

○小児救急医療体制の充実

- 中等症以上の小児救急患者の受入れを担う医療機関を支援し、本県小児救急医療体制の確保を図ります。
- 子どもの急な病気やケガのとき、看護師や小児科医に相談できる「徳島こども医療電話相談事業（#8000）」を運用するとともに、医療情報の提供を行い、小さな子どもを持つ保護者の不安の軽減を図ります。

○市町村母子保健事業の支援

- 市町村が実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業を支援するため、「徳島県母子保健マニュアル」の活用等により、市町村に対して広域的・専門的な立場から支援を行います。

○包括的な子育て支援拠点の整備支援

- 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。

(2) 妊娠・出産・子育てに関する教育の普及

○妊娠・出産等に対する正しい知識の普及や効果的な情報提供の体制の整備

- 学校保健と連携した妊娠・出産等に対する正しい知識の普及啓発や、関係機関等のネットワークづくりを行います。

○喫煙や薬物等に関する教育の推進

- 2017（平成29）年度に改定した「健康徳島21」において、妊婦の喫煙（受動喫煙を含む）をなくすことを目標に掲げ、喫煙防止に取り組みます。
- 小・中・高校・特別支援学校で、年1回以上の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」の実施を推進します。
- 指導者養成のための「薬物乱用防止教育研修会」を開催します。

○思春期の心の健康づくりの支援

- 保健所において、思春期の女性を対象とした電話相談・来所相談や、学校保健と連携し、出前保健講座や高校文化祭での健康教育を実施します。

(3) 小児医療・小児慢性特定疾病医療費助成制度*の推進

○医療費の公費負担や医療の給付

- 児童の慢性特定疾病について、り患児童が早期に適正な医療を受けられるよう、その医療費を公費負担します。
- 身体の機能に障がいのある児童のうち、確実な治療の効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

(4) 不妊治療対策の充実

○「不妊・不育専門相談センター」の整備

- 徳島大学病院に委託し、不妊・不育の治療方法等について、医師及び助産師による相談指導や情報提供を行います。

○配偶者間の不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精・顕微授精等）に要する費用の一部を助成します。

3 多様な子育て支援の展開

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、家庭における子育て力の低下が見られる中で、子育て家庭の多様なニーズに応え、子育てを支援するため、子どもの保育や教育などの経済的負担や不安、孤立などの心理的負担を軽減する取組みを進めます。

また、待機児童対策として、多様な預かり体制の整備や保育等の人材育成を推進します。

【主な取組み】

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

○経済的負担の軽減

- 国における児童手当の円滑な推進に努めます。
- 多子世帯の子どもが安心して保育所等を利用できるよう、保育料の軽減を支援します。
- 放課後児童クラブ*の利用料無料化又は軽減を支援し、保育所等から小学校への切れ目のない支援を推進します。
- 勤労者向け融資制度において、子育てを行う勤労者の教育資金やリカレント応援資金等の低利融資を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。
- 保護者が負担する入園料及び保育料について負担軽減を図ります。
- 国における「高等学校等就学支援金制度」により、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図ります。
- 「私立高等学校等授業料軽減事業」を実施し、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「徳島県学び直しへの支援金」事業の実施により、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、継続して授業料についての支援を行います。

(2) 子育て家庭の心理的負担の軽減

○子育て家庭の孤立化や不安の解消

- 子育て家庭の様々な不安や悩みに身近で気軽に対応できる場の開設を支援します。
- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業*や養育支援訪問事業*、子どもを家庭で養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設等で短期間預かる子育て短期支援事業*が活用されるよう制度の周知に努めます。
- 急な疾病や災害又は育児疲れ等により、保育が困難となるような場合でも安心できるよう、一時的な保育の実施を支援します。

○育休中の社会参画の機会提供

- 「徳島県立男女共同参画交流センター（ときわプラザ）」で実施するイベント、講演会、研修会等において、子育て中の男女が参加しやすいよう、必要に応じて託児を実施し、子育てや女性活躍を支援する体制の充実を図ります。

○在宅の子育て家庭への支援

- 国の「幼児教育・保育の無償化*」の対象とならない在宅の子育て家庭の負担を軽減するため、県及び市町村が連携した支援を実施します。様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付するとともに、各種サービスの充実や情報発信に努めます。

（3）教育・保育の提供体制の確保

○待機児童の解消に向けて

- 子育てをしながら生きがいを持って働き続けることができるよう、必要な保育サービス量の確保を支援します。

○幼稚園における預かり保育*の充実

- 幼稚園の教育時間終了後や長期休業中等に預かり保育を行う私立幼稚園に対し、補助を行うことにより、保護者のニーズに応え、子育て支援の充実を図ります。
- 市町村に対して、預かり保育の実施状況の把握及び各幼稚園への支援体制の指導・助言を行い、本県における預かり保育の充実を図っていきます。

○認定こども園*制度の活用

- 認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

（4）多様な保育・預かりサービスの充実

○多様な保育サービスの充実

- 子育て家庭が、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方が選択できるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。
- 今後増加が見込まれる、外国人の子どもに対する多言語対応など、保育の受け入れ態勢を整備します。

○放課後児童クラブ*に対する支援

- 昼間就労等により保護者がいない全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの拡充、放課後子供教室*との連携強化を支援します。

○子どもの健康及び安全の確保

- 感染症の発生に対する迅速な対応や、安全で快適な保育環境を保つために、保健・衛生への取組みを充実します。

(5) 保育士等の人材確保及び資質向上

○保育士等の人材確保

- 保育所等が、保育士等の専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情に応じた様々な取組みを行うことができるよう、保育士等の人材確保に向けた取組みを推進します。
- 保育士等の確保においては、処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や性別に関係なく働きやすい職場環境の構築を推進するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を積極的に支援します。
- 保育職への就職希望者と求職中の保育所等の希望や条件をマッチングする機能を強化し、求職者の利便性向上や人材確保の効率化、適正化を図ります。

○保育士等の資質向上

- 保育現場において、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応など、高度で専門的な対応が求められる分野の研修を行い、リーダー的な職員の育成を図ります。
- 高度専門的職業としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化し、保育者のキャリアステージやニーズに応じた研修を実施することにより教員の資質向上を図ります。

○保育実践の改善・向上

- 事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、研究成果の活用を図ります。
- 保育所等における保育の質の向上と第三者評価*に資するよう、自己評価の取組みを推進します。

4 ひとり親家庭の自立の支援

「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談・支援体制の充実、就労・自立支援の充実、子どもへの支援の推進、地域で見守る「環境（セーフティネット）」づくりの推進、子育て・生活支援の充実、経済的支援の充実などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが現在から将来にわたり希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

【主な取組み】

（１）相談・支援体制の強化

- ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、「とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）」活用による定型的な相談の24時間対応と、身近なところでひとり親に寄り添った相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

（２）職業生活の安定と向上のための支援の充実

- ハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携し、児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定によるひとり親の状況や生活条件に即したきめ細かな就労支援を行い、自立を促進します。
- 様々な困難を抱えるひとり親に対し、安定的な収入を得るための資格取得支援と子育てと両立しながら資格取得するための生活支援等の総合的な支援を行い、自立を促進します。

（３）子どもへの支援の充実

- ひとり親家庭の子どもたちの意思を尊重し、様々な夢をカタチにすることで、社会的に自立するための「キャリアプラン形成」支援の取組みを推進します。
- ひとり親家庭の子どもを対象に、子どもの状況や地域の実情に応じた学習機会を提供し、本人の希望が尊重され、能力適性に応じた進路選択の機会が確保できるよう支援を行います。
- 親の離婚等で精神的に不安定になっている子どもの家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド*）を派遣し、子どもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。

(4) 地域で見守る「環境（セーフティネット）」づくりの推進

- 地域住民が主体となり進める子ども食堂*やユニバーサルカフェ*など既存の地域資源を活用し、地域で子どもたちが安心して過ごすことができる「子どもの居場所」づくりを推進します。
- ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、地域の支援者や市町村などの関係機関が、各々協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう、支援を届けるネットワークの連携強化を図ります。

(5) 子育て・生活支援の充実

- ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要とする母子家庭の母等に対して、母子生活支援施設の入居による地域での生活を支援します。
- ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。
- ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員*を派遣し、生活援助や保育を行います。

(6) 経済的支援の充実

- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭に対して医療に係る費用の助成を行い、ひとり親家庭の子どもとその親の保健の増進を図ります。
- ひとり親家庭の子どもに対する養育費を確保するため、適切な相談支援が行えるよう相談員の資質の向上を図るとともに、ひとり親に対し、様々な機会を捉えた情報提供・啓発に努めます。

II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり

1 仕事と子育てを両立できる環境づくり

安心して子どもを生み育てられる社会をつくるため、家族一緒に過ごす時間を十分持ちつつ、男女ともに働きがいを感じて仕事にも能力を発揮できるような、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）した社会の実現に取り組みます。

【主な取り組み】

（1）働き方改革の推進

○労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

- 長時間労働の是正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする「働き方改革」の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。
- 仕事と家庭の両立をより一層推進するため、関係機関と連携しながら、育児・介護休暇制度の周知啓発を図ります。

○多様な労働環境の推進

- ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク*の普及促進を図ります。
- 関係機関と連携しながら、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。
- 平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）の相談が困難な労働者に対する支援を行います。

（2）子育てしやすい環境づくりの推進

○一般事業主行動計画の策定の推進

- 仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。

○はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知

- 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」*についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進します。

○両立支援のための体制整備の促進

- 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することにより、子育てに関する休暇の取得や制度の充実を促進します。

○仕事と子育ての両立を実現する機運の醸成

- 仕事と子育てを両立できる職場づくりを普及させるため、効果的な取組みの導入例の発表や情報発信、企業等が両立支援を自社にも取り入れようと思う動機付け支援、啓発など、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた機運の醸成に努めます。

○保育サービスの充実

- 仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

○事業所内保育施設等の推進

- 病院に従事する職員のために保育施設を運営する事業について補助することにより、医療の現場における仕事と子育ての両立を支援します。
- 県内企業における労働力確保、仕事と子育ての両立支援のため、施設設置アドバイザーのきめ細かな支援による「企業主導型保育施設（事業所内保育所）」の設置促進を図ります。

○ファミリー・サポート・センター*の充実

- 子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる子育ての相互援助活動の取組みを推進するとともに、病児・病後児保育事業等と連携し、病児・病後児対応等の機能強化を図ります。

(3)「チーム育児」の普及推進

□ ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働（または保護者）を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児（＝「チーム育児」）を、子育て家庭のロールモデルとして普及啓発していきます。

また、柔軟な働き方や休暇制度などにより、従業員の子育てを支援し、「チーム育児」に賛同・応援する企業等の普及に努めます。

２ 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進

本格的な人口減少社会を迎える中、豊かで活力ある地域社会を維持していくためには、社会における女性の活躍推進が不可欠です。そのためには、女性が社会の中で個性や能力を十分に発揮して働き、同時に充実した家庭生活を無理なく送れるよう、男女共同参画*の意識や職場での多様な働き方の普及、育児中の子育てと自己実現の両立、子育てが一段落した後の円滑な職場復帰や就職支援、男性の育児・家事への参画推進などの取組みを進める必要があります。

【主な取組み】

（１）女性が働きやすい環境づくりの推進

- 男女がともに支え合う「男女共同参画社会づくり」の実現を図るため、女性はその能力を発揮し、多様な分野に参画できるよう、社会全体での意識改革や機運の醸成など、女性の活躍推進に取り組みます。
- 「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における課題を共有し、解決のための新たな取組みにつなげます。
- 女性と男性が共に活動できるパートナーシップ*型農村社会の実現を目指し、女性の能力向上や能力活用の場の拡大に向けた支援を行うとともに、農山漁村における子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 漁村女性の活躍の場を一層拡大するため、各種団体が実施する研修会等、自主的な活動を支援します。
- 建設産業への女性入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信します。

（２）育休復帰・再就職に対する支援、リカレント教育

- 出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。

（３）育児と自己実現の両立

○女性活躍ワンストップサービスセンター（仮称）の設置

- 子育て中の女性や就労希望のある女性などが、気軽に訪れることができ、就労相談をはじめとした各種相談や、リカレント教育を受けることのできる「女性活躍ワンストップサービスセンター（仮称）」を設置します。

○女性の創業支援

- 自分らしい働き方や自己実現を行う方法として「創業」を選択し、アイデアや感性、趣味や特技を活かした事業を円滑に実施するため、女性目線でのセミナーのほか、先輩女性起業家や様々な支援機関と連携し、サポートします。
- 創業を目指す者の資金調達の円滑化を図るため、創業者向け融資制度の充実・強化に取り組めます。

(4) 男性の育児・家事への主体的な参画

○男性の子育て参画の啓発

- 「フレアキャンパス講座」の中で、男性が楽しく積極的に子育てに参画できるよう講座を企画し、実施します。

○男性の育児休業取得の促進

- 「フレアキャンパス講座」の中で、男性の育児休業取得のため、家事・育児・介護を夫婦で分担し合う意識を醸成する講座を企画・実施します。
- 仕事と家庭の両立を支援するため、父親も子育てができる働き方の実現に向けて、男性の育児休業取得を促進します。

○男性の育児・家事への参画促進とイクボス*の養成

- 男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰するほか、「産前講座」などの男性の育児・家事への参画意欲を高めるセミナーやワークショップを実施します。子どもの成長・発達や、それに応じた子どもへの接し方など、父親が子どもの現状を理解しながら具体的に行動しやすくなるよう工夫します。
- 男性が育児参加しやすい職場づくりは、社員の仕事力、人間力の向上にもつながることから、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザー派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。

○相談体制の充実や広報啓発活動の推進

- 「徳島県立男女共同参画交流センター（ときわプラザ）」において、女性や男性が抱えている様々な問題や悩みに対する相談に応じるとともに、各種情報の収集・提供、図書資料の閲覧・貸出などを実施し、子育てをはじめとする様々な場面における男女共同参画*を推進するため、各種広報・啓発活動を推進します。

○各種講座の企画・実施

- ワーク・ライフ・バランス*、健康づくり、DV（ドメスティック・バイオレンス）*防止など、子育てを取り巻く男女共同参画に関する様々な問題について、男女が共に学び、気づき、考えることができる講座を「フレアキャンパス講座」の中に計画的に企画し、実施します。

3 地域社会による子育て支援

家庭の子育て力や地域の子育て支援機能の低下とともに、育児の負担感・不安感が増してきています。このため、地域社会全体で子育てを支える仕組みをつくる必要があります。市町村はもとより、地域の人々や様々な団体・企業などが子育て家庭への関心や理解を深め、市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実や、子育て支援のための拠点施設等の整備を支援するとともに、「徳島県子育て総合支援センター（みらい）」を中心として市町村・関係団体と連携し、地域住民も参画して、地域社会全体で子育てを応援する取組みを推進します。

【主な取組み】

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

○市町村域を超えた広域的な子育て支援の実施

- 既存の社会資源を有効に活用し、病児・病後児保育*などの特別な保育サービスについて、複数の市町村による共同実施を支援することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

○「徳島県子育て総合支援センター（みらい）」の子育て支援活動への支援

- 県内各地で地域住民が一体となって子育てを応援する活動を支援し、地域における子育て支援活動の機運の醸成を図ります。
- 子育て支援についての調査・研究を行うとともに、地域の子育て支援情報を集約し、必要とされる方に幅広く情報提供を行います。
- 子育て支援サービスの効果的な取組みを推進するため、市町村、NPO、子育てサークル等の子育て支援活動を行う団体間の連絡や調整などのコーディネート業務を行い、子育て支援ネットワークの構築を促進します。
- 子育て応援ボランティアや地域の子育てサークル指導者等の養成を図り、地域における子育て力の向上を進めます。
- イベント等で使用する大型遊具等を市町村や子育て支援団体等に貸し出しを行うことにより、地域の子育て活動を支援します。
- 医師や、看護師、助産師、保育士などの有資格者や子育て支援活動者の実践者を、「子育て応援の匠」として登録し、子育て支援サークル等へ講師や育児相談のアドバイザーとして派遣することで、地域の子育て力の向上を図ります。

○地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター*等）への支援

- 就学前の子どもを育てる保護者が、子育てに関する不安や悩みを安心して相談し、気軽に交流できる場づくりを支援します。

○子育て家庭の交流の場の提供

- 地域に根ざした幼稚園教育の充実と地域における幼児期の教育センターとしての役割を担うため、未就園児への幼稚園の施設の開放を推進します。
- 地域ぐるみで取り組む家庭教育支援を実現するため、家庭教育支援者の養成等の取り組みを推進します。

(2) アクティブ・シニア等による子育て支援の推進

○高齢者の子育て支援への参画

- 子どもたちの成長には、人生経験の豊富な高齢者の子育て参加など多世代間の交流が重要であるため、次世代育成の支援者として期待される高齢者による子育て支援を推進します。
- 保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図るため、意欲ある高齢者の人材育成を行うとともに保育現場への就労を支援する「徳島県版『保育助手』制度」を推進し、アクティブ・シニアの保育現場での就労を支援します。
- 老人クラブ活動やシルバー大学校大学院卒業生（生きがづくり推進員）の活動を支援し、地域の見守り活動や世代間交流の取り組みを推進します。

(3) あらゆる主体が子育てに参画する社会づくり

○社会全体で子育てを応援

- 地域の人々や店舗、企業、NPO、団体等、あらゆる主体が参加し、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりを進めます。
- 子育て世帯が施設や店舗を利用した際に、優遇サービスを受けられる子育て支援パスポートが、2017（平成29）年に全国共通サービス化されたことを普及啓発し、親子が外出してふれあいを深めるのを応援するとともに、様々な施設・店舗の協力により、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成に努めます。
- 「家族の日」、「家族の週間」*を中心として、家族や地域のつながりの中で、子どもを育てていくことの大切さを県民に周知広報し、子育てを社会全体で支える意識の醸成を図ります。
- 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」*を推進し、乳児を連れた親が気兼ねなく外出できるよう、社会全体で子育て家庭を見守り、応援する機運の醸成に努めます。

○子育て情報の発信

- 徳島県内の結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を、ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」*で発信し、利用者が欲する情報の提供に努めるとともに、子育て家庭や子育て支援団体などの悩みの解消や県内の子育て環境の改善に努めます。

4 安全・安心で快適なまちづくりの推進

子どもの健やかな成長には、子どもを交通事故や犯罪、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境や快適な日常の生活空間が求められます。子どもやその保護者、妊婦をはじめ、誰もが安全・安心で暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

【主な取組み】

(1) 子どもの安全確保対策の推進

○事故等から子どもを守る対策の推進

- 関係機関と連携した安全点検を実施して危険箇所を抽出し、交通安全施設等の整備や交通規制の実施など、広い視点を持ってハード・ソフト両面からの安全対策を推進します。
- 防犯ボランティア団体、通学路等の管理者、学校等関係機関、地域住民と連携して、通学路等の点検、整備、パトロール等を実施します。また、各種防犯教室等の開催により安全教育を実施します。
- 子どもの事故防止に向け、消費者庁、医師会、看護協会、助産師会、子育て支援団体等の関係機関と連携し、ネットワーク会議の開催やイベント等での啓発を推進するとともに、県内での意識調査結果を踏まえた有効策を全国に発信します。
- 園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行う者の配置に支援を行い、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ります。

○犯罪等に関する情報提供の推進

- 安心メールやSNS、県警察ホームページ（犯罪・不審者情報マップ）等により、犯罪情報や不審者情報等を提供します。
- 各警察署ごとに、幼・小・中学校等と連携し、誘拐防止教室や不審者侵入対応訓練等を実施します。

○スクールサポーター制度の効果的な運用

- 警察署に配置したスクールサポーター*と学校等との連携により、学校等における児童等の安全確保対策や犯罪被害防止、非行防止、いじめ事案の早期把握等の活動を行います。

○防犯ボランティア等に対する支援

- 登下校時を中心に見守り活動に従事する学校安全ボランティア（スクールガード）を養成するための講習会の開催を推進します。

- 犯罪発生情報や不審者情報等地域安全情報の提供、学校関係者や防犯ボランティア等と連携した地域安全マップの作成など、各種支援を行います。
- 地域で様々な防犯活動に従事する防犯ボランティアを養成するため、研修会を開催します。

○避難場所となる店舗や事業所の登録

- 子どもの通学路や公園周辺の民家、商店、事業所等を「子ども110番の家」に指定し、地域ぐるみで子どもの安全の確保を図ります。

○子どもに対するカウンセリング等のきめ細かな支援

- 被害にあった子どもに対して、スクールカウンセラー*による緊急支援の実施や、少年サポートセンター、児童相談所等関係機関の連携を密にし、被害にあった子どもの心理・特性等に配慮した迅速・適正な支援を実施します。
- 市町村や被害者支援に関わる関係機関の職員を対象とした研修会を開催し、相談窓口の充実強化を図るとともに、被害にあった子どもが二次的被害を受けないよう、被害者等の置かれている状況等について県民の理解を深めるための講演会を実施します。

(2) 安全教育の推進

- 幼稚園、保育所、保護者等と連携して、交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、幼児の特性に応じた実践的な講習方法を学ぶ研修会等を開催します。
- 児童の登下校時における安全を確保するため、県下の新入学児童全員に黄色のランドセルカバーを配付します。
- チャイルドシートの正しい使用の徹底を広報啓発するとともに、自転車ヘルメットの着用や自転車の点検整備、自転車保険の加入を促進します。また、自転車ヘルメットやシートベルト着用の徹底について、交通安全教室等による効果的な交通安全啓発活動を推進します。

(3) 良好な居住環境の確保

- 公共賃貸住宅において、ひとり親世帯や多子世帯などに対する、一般の申込者よりも優先的に入居できる優先入居枠を引き続き実施します。併せて、子育て世帯については、入居資格の所得要件の緩和を継続します。
- 少子高齢社会に対応した公営住宅の供給を行う観点から、今後建替に着手する大規模団地において、児童遊園等子ども向け施設の併設等について検討を進めます。

(4) 安全な道路交通環境の整備

○駅、官公庁、病院等を連絡する道路における移動円滑化の促進

- 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号、高齢者等感応信号、信号の待ち時間表示の整備や、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化、違法駐車取締りや、違法駐車防止の広報啓発活動を推進します。

○幹線道路や生活道における交通の流れの円滑化

- 高速道路や環状道路等の整備、渋滞の著しい交差点の緩和・解消に努めることにより、適切な機能分担が図られる道路ネットワークを構築し、交通の円滑化を図ります。
- すべての人が安心して利用できるように、幹線道路や通学路で事故の危険性が高い箇所（事故危険箇所）の安全対策を重点的に推進します。
- 交差点改良に伴う信号制御の多現示化や右折感応化、及び信号機の高度化による制御の高性能化を推進します。
- 通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、ゾーン規制*や信号機、道路標識・標示の整備・見直しを推進します。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

○ユニバーサルなまちづくりの推進

- 「徳島県ユニバーサルデザイン*によるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

○パーキングパーミット*交付事業の推進

- 公共施設やショッピングセンター、銀行などに設置されている身体障がい者等用駐車場が、必要としている方々に適切に利用されるよう、身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット*）を交付し、事業所等の協力を得ながら、妊産婦や障がい者等に配慮した環境づくりを推進します。

○公共施設等における犯罪防止に配慮した環境設計

- 自治体、関係機関・団体等に働きかけ、通学路、公園、駐車場等への防犯灯の設置等犯罪の被害に遭いにくい環境整備を促進します。

○犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- 「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○受動喫煙防止対策の推進

- 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、多数の者が利用する施設等において、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進します。

○「道の駅」における子育て応援

- 道の駅における子育て応援として、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの整備を行い妊産婦が安心して楽しく訪問できるよう、道の駅のサービス機能の強化を図ります。

(6) 防災・減災対策の推進

- 県と市町村で取り決めた公的備蓄の役割分担や備蓄目標に基づき、県は市町村単独で備蓄するのが困難な「アレルギー対応の食料・粉ミルク」を3日分現物備蓄します。
- 地域防災の担い手となる人材育成のため、「全国少年消防クラブ交流大会」を誘致し、県内の少年消防クラブの交流機会を提供するなど、少年消防クラブの活性化を推進します。
- 子どもたちの防災意識向上のため、出前講座の実施や防災活動の支援、事前復興の取組みの周知等を行うほか、学校と地域が連携した防災活動の取組みを推進し、未来の防災リーダーを育成します。
- 災害発生時に、被災した子どもや親が安全で安心して過ごすことができるよう、適切な保育やこころのケアなどの支援を行うことのできる専門員やボランティアを養成します。
- 様々な災害リスクから人々と地域を守るため、浸水対策や土砂災害対策、社会インフラの耐震化、道路ネットワークの整備等、事前防災・減災対策に資する社会資本整備に取り組むとともに、住民自らが災害に備えられるよう、土砂災害の危険性、河川水位や雨量等の情報提供を進めます。
- 児童・生徒等の災害に適切に対応する能力や主体的に判断し行動する能力を高めるため、発達段階に応じて、家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育を推進します。

- 中学・高校生の防災士資格の取得を支援するとともに、中学校・高校の「防災クラブ」を中心に、地域と連携した実践的な防災ボランティア活動に取り組むことで、将来の地域防災を担う人材の育成を推進します。

Ⅲ 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり

1 子ども・若者の健全育成の推進

次代の担い手である子ども・若者が個性豊かにたくましく成長するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもたちが生活の中に幸せを実感し、「ふるさとを誇りに思い愛する心」や「地域に住みたいと思う心」を持って、地域の未来に積極的に関わっていくことができる取組みを進めます。

【主な取組み】

(1) 次世代人材・次代の親の育成

○学校教育等を通じた次代の親の育成

- 郷土の自然や伝統、文化への理解を深め、郷土の発展に尽くした先人の生き方に学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心の育成に努めます。
- 家庭や家族の基本的な機能を理解し、男女が協力して家庭を築くことの大切さを認識させる教育を推進します。
- 幼稚園や保育所等の乳幼児と直接触れあうことで、親の役割と子育ての意義を理解させる教育を実践します。また、家庭における親子の愛着形成の重要性や子どもの発達への影響などについて学ぶ機会を提供します。
- 小学校での職場見学や中学校での職場体験、高等学校における就業体験など、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育*の実践を行い、勤労観や職業観を育成します。
- 専門高校において、社会で求められる知識や技能を身に付け、地域産業の担い手や将来のスペシャリストとして自立できるよう、職業教育を推進します。
- 児童生徒が自らの学習状況や生活等を振り返り、これからの生き方を見通す「キャリア・パスポート」を活用して、キャリアプランニング能力等の育成を図ります。
- 次代の親となる世代が、乳幼児や母親と直接触れあう体験を通じて、子どもを持つということや子育てについて学び考える機会を提供し、将来親となることへの肯定感を醸成します。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）*の被害者にも加害者にもならないように、DV予防の視点に立って、中学生、高校生、大学生、看護学生等を対象に、「デートDV」を防止するための啓発セミナーを開催します。
- 臨床心理学を学んでいる大学院生をライフサポーター*として、不登校でひきこもり傾向にある児童生徒の家庭や学校へ派遣し、悩みや不安の解消に向けて支援します。

○次世代人材の育成

- 県内の小・中・高校生に対して理数分野への興味・関心を一層高める先端技術をテーマとした体験型の講座などの機会を提供します。また、科学技術に関し、広く県民の関心と理解を深めることにより、本県の科学技術の振興を図るため、「とくしま科学技術月間*」期間を中心に科学技術関連行事を実施します。
- 消費者庁や関係機関と連携し、成年年齢引下げや持続可能な開発目標（SDGs）など社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進するとともに、被害に遭わない「自立した消費者」及び持続可能な社会づくりのために「積極的に行動できる消費者」の育成に向け、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組みます。
- 地球温暖化やごみの減量化、生物多様性などの環境問題をテーマに、県内小中学校等において、職員や環境アドバイザー*等が出前講座として環境学習を実施することにより、若年層の環境意識の高揚と醸成を図ります。
- 様々な活動に主体的に参加するためのノウハウを学ぶ機会や、活動を支援する人々との交流の場を提供し、地域で主体的に行動できる人材の育成を図ります。
- 若者が個人の多様な生き方やライフデザインを描けるよう、会社員やNPO職員など「世代や立場の異なる多様な参加者」と交流し、対話する場を提供します。
- 「とくしま農林水産未来人材スクール」において、農林水産業の魅力や各アカデミーの取組みを情報発信するとともに、農・林・水が一体となって、次代を担う人材の育成・確保に努めます。
- 「農業大学校」、「アグリビジネスアカデミー」において、技術力向上や経営安定に資する研修を実施し、新規就農者の育成・確保に努めます。
- 「とくしま林業アカデミー」、「とくしま漁業アカデミー」において、知識と技術・技能を修得し、即戦力として現場で活躍できる人材を養成します。
- よりよい社会を構成する人材を育成するため、小学校から発達段階に応じて、系統的・計画的に主権者教育を推進します。

（２）個性や能力を伸ばす教育の充実

○確かな学力の向上

- 小・中学校の各学年等の特性に応じて少人数学級、少人数グループ指導やチームティーチング*指導に対応するための教員配置を行い、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- 個に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るとともに、教員がじっくり子どもと向き合う環境づくりのために、退職教員や社会人等の人材登録制度を活用して、学力向上や生徒指導にかかる支援を行います。

○豊かな心の育成

- 国際理解促進のために学校等へ講師を派遣するほか、日本語を母語としない児童生徒のために学校への日本語講師の派遣や夏休み期間中における日本語指導を行います。
- 親や家族、友達、地域の人々を大切に思う心をはじめ、子どもの豊かな道徳性を育むため、学校や地域の実態に応じた指導の充実を図るとともに、絵本や動画など様々な教材を活用し、家庭や地域、関係機関と連携した道徳教育を推進します。
- いじめ、少年非行、不登校に対応するため、スクールカウンセラー*を全公立小・中学校及び県立学校等に配置・派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。また、スクールソーシャルワーカー*を市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサー*やライフサポーター*を派遣します。

○健やかな体の育成

- 地域スポーツ人材を運動部活動外部指導者や体育授業派遣指導者として派遣します。また、「子どもの体力向上支援プラン」に基づく「体力アップ運動」の普及・実践等具体的施策を検討し、本県児童生徒の体力向上を図ります。

○信頼される学校づくり

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入促進を図り、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていく「地域とともにある学校づくり」の推進に努めます。
- 県立学校の施設整備においては、ユニバーサルデザイン*を取り入れ、良好な教育環境の提供を行います。
- 学校安全ボランティア（スクールガード）を養成し、地域ぐるみで子どもの安全を守る学校安全体制づくりを推進します。

○幼児教育の充実

- 幼稚園教諭、保育士、保育教諭*を対象に、合同研修会等を実施し、連携の強化に向けた施策、事業の推進に努めます。

（３）家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育への支援の充実

- P T AやN P O、社会教育関係団体・社会教育施設等と連携、協力し、子どもの生活習慣確立や、読書活動の推進等、家庭教育の支援と充実を図ります。

○地域の教育力の向上

- 地域と学校が連携・協働して未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進します。
- 地域で活動する青少年団体等指導者の育成や、その資質・指導力の向上を図ります。
- 公民館等の社会教育施設と連携し、地域住民がいつでもどこでも学べる地域づくりを促進します。

(4) 地域人材・資源を活かした子どもの健全育成

○総合的な放課後対策の推進

- 安心して放課後を過ごせるよう放課後児童クラブ*や放課後子供教室*の拡充、相互の連携強化を支援します。

○地域住民の参画によるスポーツ・文化活動の推進

- 子どもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、文化や芸術に触れる様々な機会を設けます。
- 地域住民が主体となって創設・運営されている「総合型地域スポーツクラブ*」等を活用し、地域住民の誰もが健康で豊かな生活をおくれる地域社会づくりを進めます。
- 子どもたちが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動、地域住民との交流活動等を行う豊かな環境づくりを推進します。

○自然体験や人と人との交流の場の提供

- 遊びや体験活動を通して子どもたちが自主性、社会性、創造性や基本的な生活習慣を培うことができるよう関係者の資質向上を支援します。
- 「徳島県立佐那河内いきものふれあいの里」の自然観察会等の行事を通して、自然体験の場を提供します。
- 「徳島県立あすたむらんど」において、科学に関する体験や人と人との交流の場を提供し、創造性豊かな青少年の育成を図ります。
- 地域資源を活用した自然体験や田植え、炭焼き等の農林漁業体験など、子どもたちが農山漁村における人と人との交流を図る場を広げ、農林水産業への理解を深める取組みを推進します。
- 身近なくらしの中に木を取り入れ、木の良さを感じてもらえるよう、「木とふれあい、木にまなび、木でつながる」木育を更に推進するため、全世代の方が徳島の木をまるごと体感できる新たな木育の拠点「徳島木のおもちゃ美術館（仮称）」を整備します。
- 学校において、総合的な学習の時間、生活科、社会科、理科等の教科学習を通して、自然体験・社会体験を取り入れ、豊かな心の育成に努めます。

○子どもと高齢者との交流

- 小学校において、高齢者から昔からの遊びを教わったり、戦争等の体験話を聞いたりするなど、地域の高齢者との交流を推進します。

○県営都市公園の整備

- 県民の健康づくりやレクリエーションの場として、また、子どもたちの遊びや体験の場として、県営都市公園を整備します。

○県民を挙げての非行防止

- 青少年の健全育成の重要性について県民の認識を深め、県民に身近な青少年育成市町村民会議・青少年育成徳島県民会議や地域活動団体と連携しながら、家庭・学校・地域で県民挙げて非行防止などに取り組みます。

○いじめ問題を抱える児童の立ち直り支援

- 学校などの教育関係機関と連携を図り、いじめ事案を早期に把握し、問題を抱える児童や保護者に個別の対応を図るとともに、問題解決に向けた支援や指導を強化します。

○青少年の健全な育成に関する条例の適用

- 青少年健全育成条例の適正な運用により、有害図書類の販売等を規制するなど有害な社会環境を浄化し、有害情報が及ぼす悪影響から守るための取組みを推進します。

○インターネットの利用環境の整備

- 青少年がインターネットを介した犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、保護者用啓発リーフレットを配付するとともに、各種講演会や「スマートフォン・携帯電話安全教室」を開催し、子どもや保護者に対し、フィルタリングサービス*活用の促進を図ります。

○ネット依存・ゲーム依存対応

- 徳島県精神保健福祉センター等で相談を受けるとともに、関係者及び関係機関への研修、専門的医療機関への紹介・連携などに取り組みます。
- 児童生徒の、ネット依存やゲーム依存につながる生活習慣を改善するため、保護者の理解のもと地域や関係機関と連携しながら、専門家からの知見を生かした科学的根拠に基づいた健康づくりの推進を図ります。

○学校における情報モラル教育の推進

- 児童・生徒の情報モラルを育成するために、「スマートフォン・携帯電話安全教室」を実施するとともに、校内担当者への研修講座の開催や、講師派遣による校内研修・講演会等により、教員の指導力向上を図ります。

○児童福祉理念の普及啓発

- 児童福祉に対する理解と認識を深めるため、「児童福祉月間」を定め、月間中に各種のイベントの開催や周知を行うことにより、地域社会全体で子どもや家庭、子どもの健やかな成長を守り考える環境づくりを推進します。

○子どもに関わる団体への支援

- 子どもの健やかな成長に寄与することを目的とした団体を支援することにより、地域住民の連携による子育て活動を促進します。

(5) 食育の推進

○食育の総合的かつ計画的な推進

- 県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携し食育を着実に推進します。

○食に関する関係機関等のネットワークづくり

- 「徳島県食育推進計画」*の実現に向け、農林漁業・医療・栄養・保護者など関係者の連携を図ることにより、食育活動の効果的な推進を図ります。

○家庭や学校、地域における健全な食生活や食習慣の確立支援

- 様々な生活場面において、食に関する正しい知識や技術を身につけ、健全な心身を培うよう支援します。

○食に関する理解の促進

- 保育所、児童養護施設等において食育を推進し、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 親子を対象としたエコクッキング教室や、小学校等への出前授業の実施により、若年層に対する「食品ロス削減」に向けた普及啓発の取組みを推進します。
- 子どもの食習慣の確立や学校給食による地産地消の推進等、子どもを中心として学校・家庭・地域の連携した取組みを推進します。

- 栄養教諭が中核となって全公立小・中学校での食に関する指導を充実し、徳島ならではの魅力ある食育を推進します。

2 若者の経済的自立への支援

次代を担う若者が、自らの希望に沿って結婚し、子どもを生き育てるには、それを支えるだけの経済的基盤を有していることが大切です。このため、就職支援、能力開発、教育等幅広い分野にわたり、関係機関が連携して若者のキャリアアップを図り、次代を担う若者が適性や希望に沿った職に就き、経済的に自立できるように支援します。

【主な取組み】

(1) 県内就職の機会創出

- 「とくしまジョブステーション」や「すだちくんハローワーク」において、関係機関と連携し、若年者、中高年齢者、U I J ターン希望者等を対象に職業紹介や職業相談などを行います。
- 若年者の職業的自立を支援するため、「徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）」において、職業相談や適性診断、マッチング・各種セミナーの開催等、能力向上と就労促進を図るためのサービスをワンストップで提供します。
- 若者の県内就職を促進するため、コールセンター等の情報通信関連産業の誘致を図ります。
- 農林水産分野の「就業相談窓口」を活用し、現場とのマッチングにより県内での就業を支援します。
- 漁業就業に興味がある若者や県立科学技術高等学校の生徒等を対象に、本県漁業の概要を学ぶ座学・ベテラン漁業者との意見交換や漁業現場における体験学習等を実施することにより、次代を担う人材の育成・確保に取り組みます。

(2) キャリア観の形成支援

- 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、小・中・高等学校を通じた系統的・体系的なキャリア教育*の推進のため、すべての学校においてキャリア教育推進に向けた指導体制を構築し、学校全体で推進します。
- 建設産業への興味を醸成するため、子どもたちに建設機械の操作を実際に体験してもらうなど、職業体験の機会を提供します。
- 建設系学科の学生を対象に、建設産業の魅力を発信し若手入職者の増加を図るため、県発注工事現場を活用した現場見学会を実施します。
- 建設産業への入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信します。

（３）インターンシップ（就業体験）の推進

- 産業界や関係機関と連携を図り、職場体験・インターンシップ等の体験的な活動を受け入れる企業の確保・開拓に努めるとともに、幅広い異年齢者との交流や就業におけるミスマッチ未然防止の観点から、学校側と企業側のマッチングの仕組みを構築するなど、職場体験・インターンシップの推進に努めます。
- 県内農家の生産現場や食品関連企業などをフィールドとして捉え、農業系の大学生・高校生をインターンシップとして受け入れることにより、キャリアを広げ、県内での就農・就業を推進します。
- 高校生等を対象にした林業機械の操作体験など、林業従事者の確保に向けたインターンシップを若手林業従事者等の指導により実施します。

（４）第一次産業等のイメージアップ

- 本県の農林水産業の魅力や、各アカデミーの充実した研修内容を、動画を用いて発信することにより、就業への関心を高めます。
- 高性能林業機械*が稼働する魅力ある最新の林業現場の映像を盛り込んだ動画を活用し、林業のイメージアップに取り組みます。
- 漁業活動そのものはもちろんのこと、魚食普及や海岸清掃など、漁業者らが取り組む様々な社会活動をマスメディア等を通じて広く発信することにより、漁業や漁村、漁業者に対するイメージの向上に努め、次代を担う人材の確保につなげます。

（５）就労者のスキルアップ、リカレント教育

- 在職労働者がその能力を十分に発揮できるよう、労働者の有する職業に必要な技能及びこれに関する知識等を追加して習得させます。
- 栽培技術に不安をもつ新規就農者に対し、基礎的な研修や、指導農業士によるマンツーマンで実践的な指導など、リカレント教育の充実を図り、就農者の栽培技術の向上や経営安定に努めます。
- 若手林業従事者等のスキルアップを図るため、林業マイスターを活用した架線等高度林業技術者研修を実施します。
- 若手漁業者を対象に、漁業に関する先進技術や販売戦略を学ぶ研修など、効果的なりカレント教育等を実施することにより、次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 若手の建設労働者の早期の資格取得や技能習得を目的に、各種研修や、県発注工事現場を活用した講習会を実施します。
- 建設産業における若手技術者等の人材を確保・育成するため、国家資格の受験準備講習会を実施し、資格取得を支援します。

3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援

生まれ育った家庭の経済的な事情により進学を諦めたり、不安定な就労を余儀なくされたり、貧しい生活から抜け出せないという「貧困の連鎖」を断ち切り、次代を担う全ての子どもが、将来に夢と希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策を推進します。

また、急増する児童虐待問題に適切に対応するとともに、社会的養護*を必要とする子どもが安全に安心して生活をおくることができるよう、また障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、関係機関が連携し地域全体で子どもを守る支援体制づくりに積極的に取り組みます。

【主な取組み】

(1) 貧困の状況にある子ども・若者への支援

○学校をプラットフォームとした福祉関係機関との連携

- スクールソーシャルワーカー*を市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサー*を学校へ派遣し、生活支援相談の充実を図るとともに、福祉関連機関との連携構築を支援します。

○生活困窮世帯等への就学支援の充実

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が行う「就学援助」の円滑な実施を推進します。
- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。
- 高等学校等で生活行動が良好であり、かつ、学資の支弁が困難な者に対して、授業料の減免を行い、教育の機会均等を図ります。
- テクノスクール普通課程訓練生の授業料を免除します。
- 「高等教育の修学支援新制度」により、専門学校に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校に就学する障がいのある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費等、就学に必要な経費を援助します。

○生活困窮世帯等への学習支援の推進

- 生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図ります。
- ひとり親家庭の子どもに児童訪問援助員（ホームフレンド*）を派遣し、悩みの相談や、簡単な学習指導、生活指導を行います。
- 地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。

○子ども・若者の就労支援

- ひとり親家庭の子どもへの修学のために必要な資金や、就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金を貸付けます。
- 学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就職に関する情報を積極的に提供するなど就労を支援します。
- 若年無業者（ニート*）等の就業を促進するため、「地域若者サポートステーション」において、専門家による個別相談等を実施するとともに、国の事業と連携した進路決定者向けのフォローアップなどを行うほか、ひきこもり支援機関やハローワーク等の各関係機関と連携することにより、ネットワークを活用した支援を行います。

○児童養護施設等を退所する子ども等への支援

- 児童養護施設等を退所する子ども等に対して、就職、進学、アパート等を賃借するときの身元保証人の確保、又は、保護者がいない場合の未成年後見人の確保などの支援を行います。
- 自立援助ホームの設置推進や児童養護施設退所者等自立支援貸付金、社会的養護自立支援事業により、児童養護施設等を退所した後に就職又は進学する児童等に対し、安定した生活基盤の構築をサポートすることで円滑な自立を支援します。

○子どもの食事・栄養状態の確保

- 子どもの食習慣の確立や学校・保育所・認定こども園等の給食による地産地消の推進等、子どもを中心として学校・保育所・認定こども園・家庭・地域の連携した取り組みを推進します。
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金による学校給食費の補助を行います。

(2) 貧困の状況にある家庭への支援

○保護者に対する相談・支援の推進

- ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。
- 親が教育や進学について、熱意や関心がないことが子どもにも影響していると考えられることから、子どもの養育や基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組みを推進します。

○住居の提供による生活支援

- ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- 配偶者等と離別して自立しようという意思を持つDV*被害者に対して、仮住居の提供、相談、援助を行い、早期の自立を促進します。

○保護者に対する就労の支援

- 生活困窮者や生活保護受給者に対して、ハローワークとも連携し支援を行います。
- 児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定によるきめ細かな就労支援を行い、自立を促進します。
- ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携し支援を行います。

○生活保護世帯への経済的支援

- 生活保護世帯の子どもへの教育や高校・大学進学に係る経費を支給し、経済的負担を軽減します。

(3) 「子どもの居場所」づくりと相談体制の充実

○地域住民参画による「子どもの居場所」づくりの推進

- 全ての子どもたちが夢と希望をもって成長できるよう、地域の大人と継続的に交流し、様々な活動を行うことができる「子どもの居場所」づくりの取組みを各地域に広げる仕組みづくりに取り組みます。

- 障がい者や高齢者、子どもなど、地域のあらゆる人が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、さらには、集まった人々がサービス提供の担い手にもなることで、多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応する「徳島県版ユニバーサルカフェ（多世代交流・多機能型）」を推進します。

○児童家庭支援センター*の運営

- こども女性相談センターと連携し、地域における児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、里親*やファミリーホーム*の支援を行うことにより、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。

○総合教育センターにおける教育相談

- 「こころとからだのサポートセンター」において、発達の遅れや偏りのある子どもに関する相談に対応します。

（４）児童虐待防止対策の強化

○市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センター*その他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関その他の関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては、主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。
- 市町村に設置する要保護児童対策地域協議会*（以下「要対協」という。）の機能強化及び効果的運営、子ども家庭総合支援拠点の設置推進を図るため、要対協調整機関職員、子ども家庭支援員、虐待対応専門員をはじめとする関係職員向けのセミナーの実施やこども女性相談センターの積極的な助言等の支援を行います。

○こども女性相談センター（児童相談所）の体制強化

- 増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理や対応、アセスメント等により児童の安全を確保した上で適切な支援を行うため、こども女性相談センターの職員の適正配置に努めるとともに、法に基づく対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

○児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

(5) 社会的養護体制の充実

○家庭的養護の推進

- 里親*支援を包括的に行い、里親委託を推進するため、リクルートから研修、里親と里子のマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的に行うフォスタリング（里親養育包括支援）機関の設置、県内全児童相談所への里親支援専門員の安定的な配置、全児童養護施設への里親支援専門相談員の配置、圏域ごとに里親支援の拠点となる児童家庭支援センター*及び設置等体制整備を行い、県内全域のフォスタリング体制の構築を行います。
- 2017（平成29）年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた徳島県社会的養育推進計画「徳島子ども未来応援プラン」を策定し、児童虐待を未然に防止するとともに、全ての子どもたちが家庭や、より家庭に近い環境で健やかに成長できるよう、地域における社会的養育の体制整備を推進します。

○専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- 虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。
- 不良行為をした子どもや家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な支援が行えるよう、児童自立支援施設*職員の専門性の向上に努めます。
- DV*被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援を行います。

○自立支援の充実

- 社会的養護*により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

○家族支援及び地域支援の充実

- 児童養護施設等のソーシャルワーク*機能強化や児童家庭支援センター*の設置を推進し、家族支援及び地域支援の充実を図ります。
- 里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

○子どもの権利擁護の推進

- 施設入所や一時保護において、原則全ての子どもに対して「子どもの権利ノート」を活用するなどし、自分の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員による十分な説明を行うことを徹底します。
- 社会的養護施設等におけるケアの質の向上を進めるため、指導監査、里親家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組みの推進及び第三者評価*の受審を求めます。

(6) 子ども・若者のひきこもり・不登校・非行対策の充実

○ひきこもりへの対応

- 徳島県精神保健福祉センター内にある「ひきこもり地域支援センターきのぼり」において、当事者等からの相談への対応、当事者の方に対するコミュニケーションプログラム等の実施、当事者間の交流や活動のための居場所の提供などの支援、家族の方に対する「ひきこもり家族教室」や「ひきこもり親の会」として家族間の交流支援を行います。

○スクールカウンセラー*等の配置

- スクールカウンセラーを全公立小・中学校及び県立学校等に配置・派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。
- スクールソーシャルワーカー*を市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサー*やライフサポーター*を派遣します。

○相談支援の推進

- 徳島県立総合教育センター内にある「こころとからだのサポートセンター」において、不登校やひきこもりなどの相談に対応します。
- 年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生援護、雇用等の関係機関・団体からなる「子ども・若者支援地域協議会」を開催し、関係機関相互の連携強化を図るとともに、関係者の資質向上を図るため研修会を実施します。

○青少年補導センターとの連携

- 青少年補導センターと連携し、有害環境の浄化を図るとともに、青少年補導員のマンパワー向上に努め、青少年を非行から守ります。

○少年警察ボランティアや関係機関との連携

- 少年警察ボランティアや関係機関と密接に連携・協働し、非行少年等への立ち直り支援を実施します。

4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

【主な取組み】

(1) 障がい児への支援

○障がい児の地域生活の支援

- 障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児のいる家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

○市町村に対する支援

- 障がい児に対する各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

○発達障がい児に対する早期支援体制の充実

- 「徳島県発達障がい者総合支援センターハナミズキ」及び「徳島県発達障がい者総合支援センターアイリス」を拠点とし、県下全域で発達障がい児とその家族が抱える不安の軽減及び発達障がい児の「自立と社会参加」の促進のため、医療・福祉・教育・就労の各機関が連携し、きめ細やかな発達障がい児の支援を推進します。また、関係機関の職員等に対する研修会等を開催し、発達障がいに関する理解の促進と支援に従事する人材の育成に努めます。

○医療的ケア児に対する支援の充実

- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状況にある障がい児（医療的ケア児）の支援に関して、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」を設置し、関係機関との連絡調整を図ります。
- 医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備への支援を行います。

(２) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実**○特別な配慮を必要とする子どもに対する保育の充実**

- 特別な配慮を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ*等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員*等に対する実践的な研修を推進するなど、支援が必要な子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、認定こども園*、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

○「ポジティブな行動支援」による子どもの社会的自立の推進

- 発達障がいを含めたすべての子どもたちが主体的に適切な行動を学ぶ「ポジティブな行動支援」を軸として、学齢期を通じた切れ目ないキャリア教育を展開するとともに、早期から一人ひとりの適性を見いだし、伸ばすことで、将来の社会的・職業的自立を目指した教育を推進します。

○一人ひとりの才能や感性を活かす教育の推進

- 障がいの種別や程度に関わらず、学齢期を通じて、文化・芸術・スポーツに親しみ、楽しむ機会を増やし、生涯にわたって一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、生活を豊かにすることのできる教育を推進します。

○共生社会の実現に向けた教員の専門性の強化

- すべての学校（園）において、特別な支援を要する幼児児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、通常の学級をはじめ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の「多様な学びの場*」を担う教員の専門性を強化します。